

地方独立行政法人北九州市立病院機構公告第11号

地方独立行政法人北九州市立病院機構が保有する財産を一般競争入札により売り払うので、地方独立行政法人北九州市立病院機構契約規程（以下「契約規程」という。）第3条の規定により、次のとおり公告する。

令和元年6月7日

地方独立行政法人北九州市立病院機構 理事長 中西 洋一

1 売払物件及び数量

(1) 売払物件

血管造影撮影装置 Allura FD 20 / 20

(2) 数量

1台

2 契約条項を示す場所及び日時

(1) 場所

北九州市八幡東区尾倉二丁目6番2号

北九州市立八幡病院事務局管理課

(2) 日時

この公告の日（以下「公告日」という。）から令和元年6月12日まで（日曜日及び土曜日（以下「日曜日等」という。）を除く。）の毎日午前8時30分から午後5時まで

3 入札の要領及び競争参加の申込書を交付する場所及び日時

(1) 場所

北九州市八幡東区尾倉二丁目6番2号

北九州市立八幡病院事務局管理課

(2) 日時

公告日から令和元年6月12日まで（日曜日等を除く。）の毎日午前8時30分から午後5時まで

4 入札の参加申込みを受け付ける場所及び日時

(1) 場所

北九州市八幡東区尾倉二丁目6番2号

北九州市立八幡病院事務局管理課

(2) 日時

公告日から令和元年6月12日まで（日曜日等を除く。）の毎日午前8時30分から午後5時まで

5 入札及び開札の日時及び場所

(1) 入札日時 令和元年6月19日 午前10時

(2) 郵送による場合の入札書の提出期限 前項第1号の場所に書留郵便により、令和元年6月18日午前12時までに必着のこと。

(3) 開札日時 入札締切り後直ちに行う。

(4) 入札及び開札の場所

北九州市八幡東区尾倉二丁目6番2号

北九州市立八幡病院小会議室3

6 入札に参加できる者の資格

次に掲げる事項のいずれにも該当する者であること。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

(2) 北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則(平成7年北九州市規則第11号)第6条第1項の有資格業者名簿に記載されていること。

(3) 北九州市から指名停止を受けている期間中でないこと。

(4) 次の申立てがなされていないこと。

ア 破産法(平成16年法律第75号)第18条又は第19条の規定による破産手続開始の申立て

イ 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条に基づく更生手続開始の申立て

ウ 民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定による再生手続の申立て

(5) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号)第39条第1項に規定する高度管理医療機器等の販売業又は貸与業の許可を受けた者であること。

7 入札保証金

入札価格の100分の5以上。ただし、契約規程第4条第7項各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

8 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(1) この公告に示した競争入札参加資格のない者がした入札

(2) 申請書等に虚偽の記載をした者がした入札

(3) 契約規程第9条第1項各号のいずれかに該当する入札

9 入札の中止

特別な事情がある場合は、入札を中止し、延期し、又は取り消すことがある。この場合において、入札者及び入札に加わろうとする者が損失を受けて

も、北九州市立病院機構は、補償の責めを負わない。

10 入札等に係る問合せ先

北九州市八幡東区尾倉二丁目6番2号

北九州市立八幡病院事務局管理課

電話 093-662-6565